

こぶし

第3号 2016年12月25日

(シンボルマーク：辛夷の花：信頼)



里親と社会的養護問題解決を考える会通信

759-4401 山口県長門市日置上 5370-8 廣岡逸樹方

メールアドレス：syakaitekiyougokaiketu@yahoo.co.jp



高裁判決後、その問題点と今後の運動の展開を記者会見する廣岡綾子さん（最左端）と逸樹さん（左から二番目）。2016年3月16日小郡市

第二審（広島高裁）の判決は2016年1月20日にいいわたされ、残念ながら、原告の請求棄却に終わりました。現状の裁判では上告しても無理と判断し、判決が確定しました。しかし、裁判以外の手法でまだまだ戦いますので今後とも、さらなるご支援をお願いします。

裁判の終結に伴い、会の名称を以下のように改めました。

「里親と社会的養護問題の解決を考える会」の活動目標

- 1 廣岡綾子さんの裁判（専門里親裁判）を活動の糧にします。
この裁判から日本の現状を学び、問題点を整理し、解決策を一緒に考えていきましょう。
- 2 子どもの専門家とされる児童相談所職員、児童施設の職員が「子どもの権利条約」を守り、施設内虐待を許さない社会を作ります。
- 3 虐待から子どもを守る第一線の機関である児童相談所のあり方について、具体的な提案を行っていきます。
- 4 「社会的養護」の問題について考え、社会的養護の子ども達の「アドボケイト機関」（社会的弱者の意見表明／代弁機関）設立に向けて活動を行います。

裁判を支援して下さった皆様へ

原告 廣岡 綾子

今年も早、終わろうとしています。通信の発行が遅くなり大変申し訳ございません。

私どもは、昨年広島高裁に控訴してから、実に目まぐるしい一年間となりました。それは、思いがけずこの裁判の当事者である元里子（以下A君）と再会できたからです。彼から聞いた、私たちとの離別後五年間の出来事は、そのままにしておくことはできない内容でした。その対応や彼との生活の諸々も重なり、皆さまへの報告も延び延びとなってしまいました。

昨年四月、山口地裁の判決後の記者会見で、私は「もし元里子に会うことがあったら、この裁判を支援して下さる百人もの方たちはあなたの味方だと伝えたい」と話しました。勿論ほとんど会える見込みは無いと思いつながらです。何故なら私たちが里親託解除を受け入れた一番の理由は、「本人が里親宅に帰らないと言っているから」と萩児童相談所長が言うのを聞いて、「それほど拒否されているなら仕方ない」と思いついてからです。

しかし、なんとその後八月に夫のフェイスブックにA君からアクセスがあり、十月十日に五年ぶりに我が家に訪ねて来てくれました。食事をしたりしながら彼から聞いた事は、萩児相から私たちが聞いていたこととは、まるでちがっていて驚くことばかりでした。

要するにA君は私たち里親の元に返してほしかった、自分から施設に行きたいと言っていないなかったのです。そして、「自分もこの裁判を庇

援したい。自分がされた事を無かったことにされたくない」と言ってくれました。

十月二八日は高裁の第一回目の公判で、裁判官は一審で審理は尽くされているとし、二〇一六年一月に判決と言い渡しました。A君の裁判への協力の意向があつても未成年であり、親権者が子どもにも裁判に関わらせることへの考えや行動の予測が立たないことが懸念されました。支援する会としては、できうる限りの事をすべきとの判断でしたので、実母、兄弟と面会し許可を得るとともに、里親委託解除やその後のことについての児相の対応を伺いました。家族も里親委託解除の経緯やみほり学園での生活の中で起こった問題をともに説明されていないようでした。

この後急ぎA君の証言を資料として広島高裁に提出しましたが、結局高裁はこれを取り上げることなく敗訴となりました。資料を取り上げる理由は説明しないことになっているようで、その意向は分からず、高裁は全く役に立たない機関でした。

A君の話からは、児童記録に何力所も事実と違うところがあり、施設入所を拒否した事など都合の悪いことは記載されていないことが分かりました。児相に都合良くかかれた児童記録では、里親が勝訴できるはずもありません。

私に関しても言ってもいないことを書いたり、言ったことと反対のことを記載していることを口頭弁論で指摘しましたが、取り上げられることはありませんでした。こんな記録を山口地裁は、公文書だから信頼できるとしました。そして、高校生にもなっているA君の意見すら聞く気のない高裁は、まともに審議する気がないと言えませぬ。

A君との交流の中でみほり学園での施設内虐待疑いがわかり、改めて山口県に通告するとともに法務局、法テラス、県議八人に相談しました。

また、今年三月には支援する会として秋児相、子ども家庭課のあり方について山口県知事に公開質問状を提出と同時に記者会見を行いました。

A君と再会ができたのは、高校を辞め自宅に帰ったから自由に会えるようになったためですが、(高校を辞めるとそのまま児童養護施設にいることはできず、自宅に帰るか、自立援助ホームに入所かを選ぶことになりそうです。)生活の安全の確保や自立に向けての支援が必要となりました。そこで、私たちの支援者でNPOの活動をされている方のところにも二月末から身を寄せ、さらに六月半ばからは、再び私たちと生活をともにしています。

ゆつくり話ができるようになると、みほり学園の状態、児相や児童養護施設の対応の不適切さがさらに次々分かり、それぞれに虐待通告や調査依頼、情報公開請求をしているところです。

七月には、経済的困難の対応のためA君は秋児相に「廣岡さんのところに里親委託して欲しい。一時保護所は、自分にとって嫌な体験をした所であり、安心できない」と依頼しました。しかし、児相は「保護は一時保護所以外ではない。裁判のこともあるから」と返答しました。刃向かう者のことは、知らないということなのでしょう。現在は住所を変更し、経済的問題は何とかなっています。こうした支援は、まさにアドボケーターの活動と言えます。

しかし、虐待通告や調査依頼への対応はどれも酷いものでした。子どもの成長への配慮など感じられません。子どもの人権を守るはずの児相や県子ども家庭課は、組織の面子と子どもの権利条約、児童福祉法に反した児相を守ることを優先させているということを裁判の時以上に明確に感じました。

二月には北九州市で、佐世保児相によって子どもを一方的に「保護」

されたお母さんの話を聞きました。この件は、過った虐待通告によるものでした。様々な努力のすえお子さんを取り返すことができたそうですが、このことをきっかけに「こどもの権利被害を考える会」を立ち上げ活動されています。このかたのお子さんの件と同時進行で、二年前大きく報道された佐世保の女子高校生の同級生殺害事件が起きていたそうです。このような重大な判断ミスがあった当時の佐世保児相は、所内でパワハラがあつたとも報道されていますし、機能不全に陥っていたのではないのでしょうか？

未熟児を出産したら、児相に「保護」されたなど耳を疑う事例も聞きました。国は虐待通告を国民の義務としていますが、慎重にする必要がありますし、悪用されないようにしなければと思います。

他に最近の児相絡みの裁判では見華学園事件(二〇一四年提訴)子どもが教師からされた体罰を学園側に抗議したところ、逆に家庭で虐待していると通告され、児相が親の同意無しに施設入所させた)がありました。

また、専門職とは思えない対応もありました。(二〇一六年相模原児相が一時保護中の少女達を全裸にして所持品検査。男子中学生が親からの虐待を通告し、保護を求めたにも関わらず放置し、自殺)児相が関わりながら、子どもの命が失われることがこれまでも何度も起きてきたことは、皆さんご存じのとおりです。

私たちも、児相から一方的に「里子と上手くいっていない」と見なされ、引き離されました。良心的に努力している児相職員も居られるでしょうが、児童相談所は機能不全に陥っていると思います。戦後の孤児対策的な発想から幾重にも変わった児童福祉になって貰わねばなりません。良心的に働いている職員の努力が報われる福祉であってほしいと思います。

もつとも私たちの一件は、機能不全と言うよりも職務放棄、詐欺行為と
言うほうが正しいかもしれません。

親の後ろ盾の弱い社会的養護の子ども達のは、社会の片隅に追い
やられています。子どもの貧困は深刻化していますから、要保護の子
どもは増えて行く事でしょう。子どもの人権団体などにも社会的養護の子
どもの問題をもっと発信する必要があります。



あいさつする廣岡綾子さん

収支報告 2015年9月～2016年8月				
	収入	支出		内訳
			(△ 33,737)	前回繰越金 (2号報告済)
	120,000			会費およびカンパ 23人
		400		コピー
		2,922		用紙・封筒
		31,144		インク
		16,695		郵送料
		5,915		会場費
		9,800		交通費 (広島高裁)
小計	120,000	66,876	53,124	
合計			19,387	
今後、優樹君のフォスターケア研究会参加交通費、通信3号の印刷、郵送料支出が予定されています。				

今後、個人情報開示請求などを行っていくために、経費がかなりかかることが
予想されます。皆様の支援を下記口座までお寄せいただくことをお願いします。

ゆうちょ銀行振替口座 口座番号 01390-0-90522

加入者名 里親と社会的養護問題解決を考える会

裁判結果の報告とその後の展開

6年目の真実…深刻な不調が里親子にあったというのは捏造である

廣岡逸樹

平成二三年(二〇一一年)(ワ)第五五五号損害賠償請求(原告専門里親、被告山口県、山口地裁)裁判の広島高裁での判決が平成二八年一月二〇日に出了たので、その結果をご報告します。

二日に、児童養護施設の措置を解除され、実家に帰った元里子A君(現一八歳)は一週間後の十日に、列車を乗り継いで一時間かけて我が家を訪ねてきて、語ったことは、里親委託解除決定前に里親宅に帰りたいと二度も主張したが、三度目には、母親同席の場で、「月一回は母親に会うことができる」と担当福祉司から言われ、渋々P情緒障害児短期治療施設入所に同意したことがわかりました。そして、その施設に居た三年半で母親と会えたのは五、六回だったそうです。また中学卒業までの三年半の生活の中で、身体的暴力も含む数々の権利侵害(二〇一五年一月に施設内虐待通告を萩児童相談所、山口県子ども家庭課等に通告しています)があったことを私たち夫婦に語りました。この事実から、「深刻な不調が私たち里親子の中に存在したということ」は全く根も葉もない作り事であったことが私たちの中でははつきりしました。皆様は、どのようにこの事実をお考えになりますか？

その後、A君は二〇一六年二月末に実家を出る決断をし、国際交流を行っているNPO活動を行う家族のもとで約三ヶ月生活しました。子ども家庭課職員(P施設内虐待を調査した担当職員)の心ない電話による回答で、不眠症状、偏頭痛症状が悪化したA君はそこでも十分な作業が

できなくなりました。

六月からは、元里親宅で寝泊まりすることを主にするようになって五ヶ月が経ちました。不眠等の症状は徐々に回復し、今は自立に向けて、私たち夫婦やその他地域の人々と豊かな交流をしながら、自立に向けて一歩ずつ歩み始めています。

この夏には、熊本のキリスト教会をベースにした復興支援活動に三度出向き、力を発揮しました。

里親 廣岡逸樹・綾子

1 平成二三年(ワ)第五五五号損害賠償請求裁判の結果について

資料1…朝日新聞(二〇一五年九月一日)

資料2…読売新聞(二〇一六年一月二日)

2 弁論再開申立(二〇一五年二月二四日付)

・A君とその保護者(実母等)に私たち夫婦が会い、同意を得たので、A君による証人尋問を求めました。しかし、理由なく却下され、二〇一六年一月二〇日の判決結果(資料2)となりました。

○A君が裁判所で訴えたかったことを彼自身がまとめていますのでご覧ください(資料3)

(これは今年五月に行われた長北里親会総会で提出した資料に一部加筆したものです)。

3 A君(現在一八歳)のその後の生活経過と現状

・P施設での権利侵害の数々を二〇一五年二月二一日に「施設内虐待通告」として、A君と私たち元里親が連名で行いました。その内容は八項目に及びました。その中に、「チョコレート事件」が入っています。

資料1 朝日新聞記事

2015.9.1 朝日新聞

里親 悩む児相との関係

男児の委託 解除され訴訟に

山口県内の里親家庭で、11歳の子供を10月1日に委託されたが、10月10日に委託解除された。委託された里親は、委託解除を不服として、児童相談所に訴訟を提起した。

委託された里親は、委託解除を不服として、児童相談所に訴訟を提起した。委託された里親は、委託解除を不服として、児童相談所に訴訟を提起した。

委託された里親は、委託解除を不服として、児童相談所に訴訟を提起した。委託された里親は、委託解除を不服として、児童相談所に訴訟を提起した。

資料2 読売新聞記事

資料2 読売新聞記事

相談員 各地に配置 厚労省

自立した支援機関を

児童相談所の子どもたち200人以上に聞き取り調査をした土井善富・ヒューマン・ライフ・ウォッチ日本代表 里親委託を解除する権限を持っている児童相談所が、里親の主な相談先であるという理由に、そもそも里親委託がある。相談を持っていく相手には、限られた事項しか相談できない。現在の里親には、人間的専門性も足りていない。相談は相談した方がいい。自立した里親委託の専門機関を別に作るべきだ。

児童相談所の子どもたち200人以上に聞き取り調査をした土井善富・ヒューマン・ライフ・ウォッチ日本代表 里親委託を解除する権限を持っている児童相談所が、里親の主な相談先であるという理由に、そもそも里親委託がある。相談を持っていく相手には、限られた事項しか相談できない。現在の里親には、人間的専門性も足りていない。相談は相談した方がいい。自立した里親委託の専門機関を別に作るべきだ。

二〇一六年一月六日に、山口県子ども家庭課職員二名によるA君への聞き取り調査が、萩児童相談所内で行われました。

四月二十七日に、A君が子ども家庭課担当者に電話をかけて、やっと子ども家庭課の判断がA君に伝わりました。「聞き取り調査を関係者から行った結果、施設内虐待及び権利侵害は一切なかった。文書での回答はしない。義務はない」という返事。しかし、五月連休明けに県庁県民局で当時世話をしていたBさんが確認したところによると「チヨコレートは食中毒になることを恐れて捨てることもある」とのこと。市販のチヨコレートで賞味期限にも十分間があるものをその理由で捨てたとすれば一般常識と大きくずれていることは明かです。また、そのチヨコレートは、妻が教会に通っていたときに、何度も出会っていた方々からのクリスマスプレゼントであったことも全く考慮されていない。これは許しがたい行為の一つであると私たち夫婦は思います。

もし、権利侵害が一切ないという子ども家庭課職員のA君への報告が真実であるとすれば、この事件について説明する責任は子ども家庭課にあるはずだ。

その後、不眠、偏頭痛と食欲不振が再発（中三の時も同じような状態で精神科を受診したとのこと）、萩市の紹介で、医療機関での診察が五月末から始まりました。「不眠状態」は前回よりも重く、二月頃の状態にほぼ戻ったのが、受診後四ヶ月経った頃からでした。

その後、A君は、この五年間で自分に起こったことの事実を知りたいと強く望み、児童相談所、P施設に対して個人情報開示請求を行いつつあります。

自分自身のライフストーリーをきちんと知ることが権利であり、自分自身の人生の主人公となる為には欠かせないのだということを私たち夫婦が知りました。

婦は改めて学びました。

今後、個人情報開示請求などを行っていくために、経費がかなりかかることが予想されます。皆様の支援を当会までお寄せいただくことお願いいたします。

願ひ…私たち夫婦は、A君と共に、里親として、山口県民として、また一人の人間として、子どもの権利条約や国連が示す「子どもの代替養育に関するガイドライン」に添った社会的養護の子ども達への支援が山口県内で一日も早く実現できることを願ひながらこれからも地域で行動してまいります。

提言…絶対的権力を持つと必ずと言っていいほど腐敗が始まることは多くの歴史が語っています。山口県児童福祉行政と児童福祉入所施設との癒着の構造は、ある意味全国どこでも起こりうることです。知的障害施設での人権侵害は、昨年全国放映されたように山口県下関市の大藤園、その後高崎市の清涼園でも起こっており、行政職員と福祉施設の強い癒着が市民オンブズマンからも指摘されています。

このような法的に弱い立場の人々の人権を著しく侵害する関係性の有り様は、第一に社会的養護の子どもたちと実家族のため、そして第二に児童福祉現場で働く福祉行政職員並びに現場で苦勞している里親や児童福祉入所施設職員のために変えていかなければなりません。

答えは、コストリカの最高裁判所憲法小法廷とその判例や、市民のボランタリーな活動によるところが多いとはいえ、日本でも既に二十数年の歴史がある市民オンブズマン制度の中にヒントはあります。

最後に…子ども（A君）からの施設内虐待通告に対する一連の対応を見る限り、山口県福祉行政と児童入所施設の癒着構造が今も続いていることがはっきりしてきています。そしてそれは、子どもの権利条約を無視するだけでなく、社会的養護の子ども達のごく普通の発達を阻害する大きな要因になっています。

資料1の栗林記者の記事にもあるように、「さよなら」も言わせない「引き離なし」が子どもの心と里親および実親などにとつてどれだけ大きな心の傷（トラウマ）を引きおこし、人生に悪影響を及ぼし続けるのかをご理解いただき、その悪しき癒着構造を変えるために引き続きご支援くださるようお願いいたします。

資料3

A君が広島高裁で証言をしたかったこと

（実家に帰って、八日後に一時間山陰線の列車を乗り継いで里親宅を訪問したときに語った内容をA君が整理して記録しているものです）

1 廣岡さん宅にいたときに、児相が言うようなと深刻な不調はありません。楽しいことも一杯ありました。P施設でされたような、プレゼントのチョコレートを捨てられたり、母親への手紙の中味を見られたり、暴力を振るわれるようなことは一切ありません。

それどころか、急な一時保護とそのまま施設に行かされたことにより、楽しみにしていた近鉄に乗って奈良に行くことや、地域のお祭り、そして小学校生活最後の市内陸上大会にさえ行くことができませんでした。卒業式も、皆と一緒にではなく、P施設から担当の先生と小学校へ行き

一人だけで卒業証書をもらいました。中学校も、一度も行ったことのない中学校で卒業証書をもらいました。一度もまともな卒業式に出席したことはありません。このことがどんなに寂しく、悔しく、悲しいことかみなさんに知って欲しいです。

2 自分から里親宅を出たいとかP施設に行きたいとは言っていない。里親さんのところに帰りたいと二度もB児童福祉司に言ったが、母親を連れて来て、「母親に月一回会えるから」と結果的にはウソを言われて、P施設に入ることを同意した。そして、月一回母親に会うことはなく、三年半で、片手で数えることの出来る回数だった。そして、刑務所のよ

うな三年半だった。不眠や食欲がだんだんなくなり中三の二期にはうつ状態と診断されました。

3 P施設では、指導と称した暴力、例えば首を絞められたり、P施設に行く前まで行っていたキリスト教の教会から送られてきたチョコレートをすてられたり、職員の気分ですぐに「ふりかえり」という懲罰がありました。その『振り返り』は、二〇メートルぐらいある廊下をぞうきんがけで十往復させられたり、それが無理だったら新聞紙でゴミ袋を作らされたり、草むしりをさせられたりしました。そして、『振り返り』の期間は、学校以外の所では他の子どもと話してはいけない。同じ部屋の子とも話してはいけない。食事の時も風呂の時も話してはいけないというものでした。そして、夜には皆が寝たあと、夜勤、遅番の先生と振り返りになった理由について話がある。このような刑務所のようなところに小学生を入れるべきでないと思います。早く改善して、本当に子どものためになる施設に生まれ変わって欲しい。

先生が先生を守り合うことが多く、確実に間違えている先生をかばう

ことなどがある。それは、相談をしても何も変わらないことを示しています。なので、相談する気力もなくなりました。

4 廣岡さんの家にずっといたら、卒業式に出て、小学校、中学校の卒業証書を同級生といっしょにもらえたのは確かだと思います。また、X高校に入れば、それまでもよく通っていた馬クラブに入って、高校生活も充実して、中退するようなことにはならなかったと思います。なんで、こんな施設に日児童相談所が入れたのか、いまだに意味が分からない。理由を言ってくれるのであれば教えて欲しい。

※A君は、実名で伝えて欲しい。直接里親会や菽児童相談所などに行つて、発言したいと強く要望していたことを付け加えます。

その後、P施設退所間際に、指導部の職員から「A君には、いいところなど何ひとつない。」という報告がなされたことを、今も信頼している職員から聞かされて、本人はずっとその言葉に心を乱されていることが明らかになりました。そのことについても非常に不適切な言葉による暴力であるということで六月に施設内虐待の通告をしました。まだ、調査結果の報告はA君にはありません。上記4に対する返事も残念ながらありません。

こぶし 2 号以降の経過

2015 年	8 月 24 日	元里子 (A 君) は、17 歳の誕生日を Q 児童養護施設で迎えた。
	8 月 26 日	フェイスブックで、里父にアクセスしてきた。
		その後、フェイスブックでのやりとりが続く。
	10 月 2 日	Q 施設を退所、実家に帰った。
	10 月 10 日	列車を乗り継いで 1 時間かけて、里親宅のある長門市市駅に到着。昼食を挟んで、5 時間あまりを過ごした。
	10 月 28 日	広島高裁口頭弁論。
	11 月 23 日	民主党県議と A 君が面談。(状況を説明)
	11 月 26 日	A 君家族 (実母、兄) と廣岡夫婦が面談。(裁判のときに証言の同意を得る)
	12 月 10 日	山口県議 7 名と、A 君、元里親が面談。(状況を説明する)
	12 月 21 日	P 情緒障害児短気治療施設内で彼が行われた数々の暴力や権利侵害について、施設内虐待通告を連名で行う。
	A 君 (当時 17 歳) が証人となるので、弁論を再開して欲しい旨申し立て。	
	12 月 29 日	すぎのこ村で、A 君里父が一泊。I さん家族との交流が始まる。
2016 年	1 月 6 日	廣岡 (里父) の「専門的トレーニングを受けた職員による聞き取りと児童の心理への配慮をお願いしていたにもかかわらず、H 主幹、T 主査 (後日、自分は単なる事務職員で責任がないかのような返事を I 氏におこなった)
	1 月 20 日	広島高裁判決 (別添読売新聞のとおり) *「深刻な不調が存在した」ということは、萩児童相談所のでっちあげであるのは明か。
	1 月 20 日	法テラスの紹介で、萩のサリュ法律事務所まで相談。
	1 月 20 日	法務局に、萩児童相談所の対応は子どもの人権侵害に当たるのではないかと相談に行きました。
	1 月 21 日	読売新聞に、判決結果の記事が載りました。(資料 2)
	1 月 23 日	社会的養護問題解決を考える会会合 (下関): 公開質問状を出すことを決めました。
	2 月 19 日	サリュで 2 回目の相談。(証拠がないこともあり、施設内虐待で裁判を起こすことは意味が無い。)
	2 月 20 日	子どもの権利侵害を考える会小倉学習会参加。
	3 月 6 日	A 君は、自宅に戻らないことを決意して、すぎのこ村で生活するようになる。
	3 月 16 日	記者会見 (新聞社は 4 社): 支援する会として知事宛に提出した公開質問状について。
	4 月 27 日	通告から 4 ヶ月以上すぎたので、優樹君が子ども家庭課武林主査に電話で、結果を確認し、資料 4 のようなことを聞かされると同時に不眠と朝起きることができない状態が再発する。
	4 月 9 日	I 氏が、子ども家庭課 H 主幹、T 主査と面談。チョコレート捨てた件で彼がそのような嘘を言うはずはないと説明を求めると、「食中毒になったらいけないので捨てることはある。」との回答。
	5 月 17 日	長北里親会で、裁判結果とその後の優樹君との交流について報告。
	5 月 21 日	年に一度行われている福祉施設に入っている人々のスポーツの祭典で、P 情緒障害児治療施設職員や児童がいるエリアに A 君が挨拶に行ったところ、ある女性職員から「話しかけるな。」の一言を言われ、職員全員から無視をされた。子どもとは少し話げできた。
	6 月 1 日	萩市生活保護課の判断で、H 精神科病院思春期外来受診。継続治療となるが、薬は処方されなかった。
	6 月 10 日	廣岡宅に外泊。
	6 月 11 日	社会的養護問題解決を考える会会合 (下関市)。
	6 月 17 日	I 氏ご夫婦と萩で廣岡夫婦が面談。
	6 月 19 日	A 君と廣岡夫婦が話し合い、すぎのこ村に帰らずに、廣岡宅で暮らすことを決定する。
6 月 24 日	すぎのこ村に、A 君を送り届け、退去の準備を行う。	
6 月 27 日	廣岡妻が A 君を迎えに行く。これ以降、廣岡里親宅で生活。生活支援を開始する。	
7 月 17 日	廣岡長男披露宴に、A 君も出席しました。	
7 月 21 日	施設内虐待通告の聞き取り調査 (A 君にはいいところは一つないという指導部職員が述べたことが心理的虐待に当たる) (T 児童心理司)	
	N 課長に、「廣岡宅で一時保護委託なり里親委託をして欲しい」旨本児が伝えるも、「裁判を起こした里親に対してはしない。」と拒否される。	
7 月 27 日	H 市役所生活保護担当ワーカーと協議して、N 市で、単身世帯として生活保護を適応できるようにケースを移管することが決定された。	

8月1日	N市へ転入。(廣岡とは大家と店子関係になる。朝が起きれない状態が続いているので、廣岡宅で生活支援を行っている)
8月2日	熊本益城町復興支援に熊本へ。(2回目)(青春18切符による初めての単独旅行)
8月16日	施設内虐待通告(別件)についての聞き取り調査(心理司、N課長)。このときに、知人からの優樹君宛手紙が本人に手渡されていないことでの確認のために、元担当児童福祉司(現岩国児童相談所)と直接会いたい旨申し出る。
8月18日	長男夫婦とA君、廣岡夫婦で会食(少し早い18歳の誕生日を祝う)
8月22日	A君、3度目の復興支援活動に、熊本へ行く。
9月4日	熊本から帰宅。
9月27日	A君が元担当児童福祉司と面談。(遅れて入室時に、私たち3人に向かって鬼の形相。挨拶もしない。)適当に誤魔化された印象を本人は抱いた。A君が元担当宛てに渡そうとした手紙は受け取りを拒否された。
10月2日	萩児童相談所里親普及街頭活動に、A君と廣岡父が参加。
10月19日	7月21日のN課長の発言は、差別発言に当たるとして地方公務員法29条に該当する行為であるとして萩県民局に申立を行う。
10月26日	萩児童相談所の児童記録票の開示を求めて、個人情報開示請求を4通提出する。
11月5日	萩児童相談所から、開示請求に関する回答(情報量が膨大なので、開示決定の判断等を12月16日とする旨)
11月5日	第42回全国児童相談研究セミナーで、経過報告を配布する。(100枚程度、手にとっていただけた。)
11月14日	7月21日の課長による差別発言について、萩児童相談所長らが説明に来ました。萩児童相談所としては、裁判は、意見のちがいがあったことによるものであり、そのことによって里親委託等をしないという差別的処遇を行うことはないことを明言されました。納得いかない部分については今後地方公務員法29条を視野に入れて申立を行っていきます。
(今後)	
1	P情緒障害児治療施設に個人情報開示請求を行う。(主に、クリスマスプレゼントのチョコレート捨てた前後の記録について)
2	山口県子ども家庭課に対して、P情緒障害児短気治療施設内での施設内虐待通告の聞き取り調査(1月6日)記録とそれ以降の調査記録と審査会での決定記録および4月27日の電話内容についての記録について個人情報開示請求を行う。
3	チョコレート廃棄事件についてのアンケート調査を行っていく。
4	人権に関する市民オンブズマン組織を作っていく。
5	里子里親連名で、この6年間でまとめたノンフィクション小説を書く。(指導者:児童文学者村中李衣)



記者に答える廣岡逸樹さん

アンケートにご協力ください

P児童入所施設に6年生の2学期から中学校3年の終わりまで入っていたA君は、6年生のクリスマスの時にこのような対応をされました。

A君は、里親と一緒にいたキリスト教会の有志から贈られたクリスマスプレゼントのチョコレート（市販されている、500円程度のもの）を、納得いく説明もなく、「食べさせられないから捨てるよ」と、彼の目の前で施設担当職員がゴミ箱に捨てたと話しています。

これが事実だとしたら、みなさんはどの様にお考えですか？お尋ねします。

1、嗜好品であり、入所施設には特別なルールがあるので、施設裁量の範囲内の行為である。

① はい ② いいえ ③ どちらでもない

(理由: _____)

2、賞味期限が十分にある市販のチョコレートであることを考慮すると、食中毒の危険もなく相当期間保存がきく。その子どもの所有物を捨てたものであれば、子どもの権利の侵害に当たる。

① はい ② いいえ ③ どちらでもない

(理由: _____)

3、4年間通ったキリスト教会の信者の方々とは、お別れも言うことができなかった。クリスマスやお別れのメッセージと共に送ったプレゼントのチョコレートであるので、その思いを断ち切るような行為はお金に換算できない心を著しく傷つける行為である。

① はい ② いいえ ③ どちらでもない

(理由: _____)

アンケート回答送り先

このページを切り取って回答して郵送あるいはファックスするか、またはメールで問題番号と答の番号（理由）を書いて送信ください。

廣岡逸樹

〒759-4401 長門市日置上5370-8

f a x 0837-37-5005 e-mail : itsuki1956@ybb.ne.jp

(今の彼の思い)

T施設を出て里親の広岡さんの所に行って出会ったキリスト教。(2年生から6年生途中まで)の4年ちょっと通い続けた長門教会。結構心の支えになってた。だけど、いきなり、長門教会に通えなくなった。けど、5年の月日に経て去年のクリスマス礼拝の時にまた通えるようになった。めちゃくちゃ嬉しかった。5年の月日の中信じ続けたし心の支えになってた。そして、1年後クリスマス礼拝の時に洗礼を受けることを決めた。熊本地震の時ボランティアしに行ったのは聖公会だった。めちゃくちゃいい人たちばかりで神戸の教会のボランティア行った時もめちゃくちゃいい人たちばかりだった。めちゃ洗礼受けるの聖公会にしようか長門教会にしようか心が揺らいだけど、でも、一番長く通い続けてる長門教会で洗礼を受ける意味があると思う。だから今年クリスマス礼拝の時に洗礼を受けることを決めた！(2016年11月18日A)

*彼の許可を得て、彼のフェイスブック投稿文書に、()内を補足し、施設名を伏せる変更を行いました。それ以外はそのまま掲載しています。

念願のコスタリカにいつてきました

廣岡逸樹



最高裁判所憲法小法廷で

八月末、念願のコスタリカに行ってきました。地球の裏側の中南米の国、コスタリカ、さすが軍隊を捨てた国でした。権利条約に基づいた子どもの権利が尊重されていました。小学生が、遊ぶ権利を侵害されたと遊び場を駐車場に変えた校長先生を訴えて、勝訴する国、コスタリカ。

いったいどんな国なんだろうと心躍る気持ちで一週間を過ごしてきました。

最高裁判所憲法小法廷にももちろん行つて広報官から話を聴きました。

広報官から聞いてきました。訴えるのに年齢制限はなく、費用ももちろん無料。様式も、トイレットペーパーに書かれていても受け付け、必要な書式は事務官が作成するそうです。

例としてこんな話を新たに聴きました。

小学校三年生くらいの女の子。DV家庭で自分も暴力的な被害もある。その子の願いは「暴力なく、仲良く家族みんなで暮らすこと。」その訴えは、その女の子が裁判所前の階段に腰掛けていたところに事務官が声をかけたところから始まったそうです。

判決は、日本で言えば児童相談所相当するところに対して、その家族へのケアを含めて、家族が暴力亡くいつしよに暮らす支援を開始するようだというものだったそうです。単に分離すればよいという発想はない。真に子どもの声に耳を傾ける最高裁憲法小法廷の判事の姿がそこにありました。憲法だけでなく、子どもの権利条約や人権条約をきちんと尊重して判断するそんな裁判所に感銘を受けました。

日本に比べれば経済的物質的にはまだまだ貧しい国ですが、さすがに「幸福度NO1」とイギリスの調査機関が二〇一三年に出した国だけのことかあると思えました。子どもがしっかりと意見を言い、それをきちんと聴く憲法小法廷がある。日本も、いつか行政も司法も子どもの権利を守る日が来るといいなと思えました。

行政の暴力から

「逃亡支援」のネットワークを

清水満（日本グルントヴィ協会幹事）

二〇一六年の事件で記憶に残るものの一つが、神奈川県津久井やまゆり園での障害者殺傷事件だ。これについては、日本のあちこちでさまざまな団体が会合を開き、この事件に示された「障害者は抹殺の対象」という人間観について議論した。障害者と健常者の「混在」施設「ピールファースト・ぴのきお」と日本グルントヴィ協会が共催で行っている「福祉カフェ」でも、一二月四日の第四回福祉カフェのテーマとしてこの問題を探り上げた。

何よりも当事者の声を聞いてみようということで、現在施設に暮らすOさん（脳性小児麻痺障害者）に発言をしてもらった。職員による暴力、虐待があると語り、やまゆり園だけの問題ではないということだった。障害者分野に詳しくない一般の参加者は、一部のことだろうと思っていたのに、日常茶飯と聞いて一様に驚いていた。

厚労省の発表では、二〇一五年の障害者への虐待は行政が認定しただけでも三二五四人であったという（二〇一六年一月一七日毎日新聞記事）。通報自体は七四五八件あり、行政や施設の認定はお手盛りで過小評価になると相場が決まっているから、実態は三二五四人をはるかに超えるだろう。そのうち施設内虐待は通報が二一六〇件で、認定が五六九人である。この被害者五六九人のうち、四七四人（八三パーセント）が知的障害者である。行政が認定しただけでも四七四人の知的障害者が、自分を守ってくれるはずの施設の中で、暴力を受け、虐待にさらされて

いる。やまゆり園事件に見られる知的障害者への虐待は珍しいことではないということはこの数字が示している。

ほとんどの場合、暴力をふるった側が戒告や減給処分など受けても、刑事事件としては処理されず、うやむやのまま終わったこととされる。障害者はいつ暴力を受けるかという不安のまま暮らし、職員の顔色を読むようになる。これはOさんも同様のことを語っていた。平和な国とされる日本で、強制収容所まがいの暴力、精神的な圧力に苦しめられている人々がいる。知的障害者には発言の機会が与えられることがまずないので、こうした事実が世間には知られないままに闇に葬られていく。

フーコーの生権力

「社会は防衛されなければならない」というスローガンのもと、精神病患者、障害者、犯罪者、貧困者などを施設に閉じ込め、一般の人々の安全を守るのが近代国家であるということを述べたのが、フランスの思想家フーコーである（『監獄の誕生』新潮社）。一九七〇年代初頭に登場した彼の考えは人口に膾炙して、今ではすっかりアナクロ的な響きをもつ。しかし、福祉や医療の場を思えば、フーコーの主張はますます傾聴すべきものになっている。

フーコーが危惧したのが、近現代の「生権力」である。政府や行政は自らの権力装置の運用に支障をきたす者を異常者として排除し、監獄・病院・学校・施設などに追いやる。それはあなたも異常者をケアし、配慮しているかのような見せかけをもち、家族の同意を得て、合法的に人々を閉鎖的な施設に監禁する。

こうした行政権力の施設は、日本でもハンセン病収容施設で代表され

たように、管理・懲罰の場所であった。戦前の国立療養所の職員は元警察官を多く雇い、暴力・監禁などが横行する場となっていたが、ハンセン病患者は社会的に抹殺された存在だったので、その声を聴く人は誰もおらず、歴史の中で黙殺された。人権侵害に耐えかねた当事者である患者たちがストライキ、監禁室の患者の解放を要求して集団交渉したが、政府は療養所内に刑務所である重監房を設置するというありさまだった。暖房もなく劣悪な環境の重監房で死ぬ患者も多かった。熊本の菊池恵風園にはハンセン病患者専用の刑務所(熊本刑務所菊池医療刑務支所)を置き、一九九六年の悪法「らい予防法」廃止まで続いた。

このような「規律・強制の権力」はフーコーや彼に影響された識者たちの著作でよく知られるが、フーコーはさらに「調整的な権力」を「生権力」のもう一つの要素、現代においてますますその威力を国民に意識されないままにふるっているものとして挙げている(『社会は防衛されなければならない』筑摩書房)。これは政府による人口政策、医療政策、障害者福祉、高齢者福祉などが該当する。

わかりやすい例でいえば、出生前検診である。厚生省がこれを認め、医学界で当然のこととして実施される。一九八〇年代に母体血清マーカー検査が普及し、出産前に胎児の障害の有無が、これまでの羊水検査よりも簡便にわかるようになった。イギリスでは政府自ら出生前検診を全額公費としてこれを奨励した。日本でも導入され、現在は検査を受けて障害児と判断されると約九〇パーセントの親が墮胎している。障害児は生まれる前に殺されているのである。

一九六九年から七二年、兵庫県は「不幸な子どもを生まれない対策室」を衛生部に設置し、当時の出生前診断である羊水検査を妊婦に受けるように奨励した。国家や行政は、勝手に「幸・不幸」を決めつけ、国民の

生命に介入し、当局の判断から社会にとつて益がなく、福祉や医療コストを消費するとされる人間を可能な限り調整して削減しようとする。戦争時や少子化になると、産めよ増やせよという趣旨の政策を実施する。今の日本の場合には弥縫的ではあれど、子ども手当を増やしたり、産休の奨励や不利な扱いの禁止を経済界に要求したり、給付型奨学金の導入をはかったりしている。表面的にはよいことではあるが、しかし、これも国家による国民の生命の調整なのである。

公権力とケア・私的領域

近代国家は、自己を理論化するとき、自立した個人を単位として彼らが契約をして国家を設立するというフィクションを使った。それらにもとづいて、憲法、民法などの法律がつくられ、個人は直接国家と向き合うことになった。家族は私的な領域とされ、法律という合理的なものではなく、非合理的な情念・感情の支配する場とされた。本来は村落共同体や宗教施設(寺や教会など)も、非合理的な情念・感情が一定程度作用する場であったが、近代以降は国家の管理する法にもとづく共同体となり、合理的な運営が要求されるようになった。個人を保護する中間的な団体はなくなるか、公的なものとされ、法律が介入して、個人はむき出しのまま国家と対峙する。

障害者、子ども、老人、精神病患者、病人などは家族、村落共同体、宗教施設がケアをしていたが、家族が個別化し、各家族や単身者にはそれが負担になると、行政が肩代わりするようになった。これが社会福祉国家であり、一九世紀に誕生し、二十世紀に普及する。もちろん、上に述べた「調整的な権力」として、国民の生命・生活を操作し、社会・国

家を危険な者たちから防衛するためである。それゆえ、主な施策は「隔離」「管理」「秩序」である。

末端の職員、直接に障害者、子ども、老人、精神病患者らと向き合う者たちは、公的な仕事をしつつ、私的領域での感情（思いやり、優しさ、感情の交流など）をもたざるをえない。それはケアをスムーズにするための手段にもなり、今では「ケア労働」として方法論化されている。彼ら・彼女らの仕事は大部分が身体的ケアの肉体労働であり、個々の現場に即した個別的なもので、巨視的な操作ではない。

この巨視的な操作・管理を行う者たちが福祉国家の権力として、ケア労働者たちの頂点にいる。彼らは医者であり、官僚であり、学者である。資格のヒエラルヒーという縦社会の秩序の中で、末端のケア労働者たちを管理・操作する。ケア労働者たちは現場からさまざまな問題に気づき、改善を中間管理者に訴えるが、それらは聞き入れられることはない。資格社会のヒエラルヒーの中で、ケア労働者の資格は最下位にある。待遇を劣悪なものにすることで、優秀な人材や、外部の力ある機関にネットワークをもつ人物が来ることを防ぎ、理論的な上層部批判・制度批判をできないようにしている。官僚や医療界のトップにいる医者、福祉界のトップにいる学者たちは、比喩的にいえば「将校」であり、彼らがそうした「一兵卒」の意見など受け入れることはまずない。

軍隊では、兵士が自分より階級が下の者をいじめるように、こうした権力構造の上では上司よりも自分たちより立場が下の者に厳しく当たりやすい。隔離された閉鎖的な空間であれば、ケア労働者の中には、立場の弱い者たちをたまったストレスのはけ口にする者も出てくる。第三者の目にさらされることなく、障害者、子ども、老人、精神病患者に対する暴力・虐待が生じ、しかも組織防衛の意識が働いて、暗黙の了解でそ

の事実はなかったことにされる。

廣岡さんの戦い

この通信の読者であれば、廣岡夫妻が戦ってきたのがこうした権力構造の中の相手であることがわかりだろう。逸樹さんは臨床心理士というプロフェッションであるので、決して末端のケア労働者ではなく、また綾子さんともども自らの活動を通じて外部に豊かなネットワークをもつ。こうした人権侵害を許せず、施設内の暴力・虐待の問題を指摘してきた。それが県庁や関係組織から「秩序」を攪乱する要因とみなされ、不当な排除を受け、里親委託解除、それに対する異論の封殺という事態をもたらした。

里親としては「不調」と判断した廣岡夫妻から当事者のA君は児童相談所に奪われた。しかし、自分たちが引き取って入所させた施設ではよいいつそう「不調」なケアとなり、A君は散々傷ついた結果、最後は当の廣岡さんのところで安心できるケアを自分の意志で受けたのである。行政権力自身が「不調」と判断して切り離れた相手である。彼らの判断が子どものためではまったたくなく、自分たちのためであり、「児童の利益に」なっていないことを露骨に示す事実である。だが、この間の仕打ちを裁判を起こして訴えても、地裁、高裁とも行政にいささかの不備もなしと事件の結末と関係なく結論つけて、権力仲間を守る。

わかりやすくとえれば、行政（児童相談所）から「いじめ」を受けた廣岡夫妻は、司法（裁判所）に訴えて「このいじめを認め、彼らに謝罪をさせてくれ」と要求したのだが、その司法からも「いじめられるあなたが悪い」と二重のいじめを受けたことになる。当事者のA君はほっ

たらかしにされ、適切なケアも受けることができないままである。

「隔離」「管理」「操作」し、人間的な感情や尊厳を無視し、個々の状況やニーズには答えない行政権力の「措置」がこれである。廣岡夫妻は巨大な官僚主義と戦ったわけであるが、おそらく人間の言葉が通じない不気味さ、どうしようもないやりきれなさを感じたのではないかと思う。この顔のなさ、無表情、とりつくしまのなさが生権力の特徴であり、カフカが『城』で描いた世界である。

『よりあいの森』のめざすもの

今年の春、三月二日、協会の「ヒュッゲなカフェ」エクスカージョンで、福岡市の特別養護老人ホーム「よりあいの森」を訪問して、理事長兼施設長の村瀬孝生さんいろいろな話を聞いた。「宅老所『よりあい』』という名称で日本全国に知られる福祉のパイオニアである。創始者である下村美恵子さんと村瀬さんは、二五年前はデイサービス施設で断られ、家族からも世話できないと見捨てられていた認知症老人たちをお寺の一角の古民家を集め、独立系のグループホームとして運営をはじめた。

その後、火事などに対する行政の規制の締めつけにより、グループホームとして維持していくのに消火設備などの設置では財政的に不可能になった。そこで止むなく通いのデイサービス施設に換えたが、ここに来ても帰る家庭のない老人たちが増えていった。彼らの活動が契機となつて、小規模多機能施設が政府によつて承認されるが、家族が引き取りを拒否するのであれば、短期的な滞在しかできない小規模多機能施設では対処できない。



特別養護老人ホーム「よりあいの森」



「よりあいの森」のお年寄りたち

「よりあい」はもともと地域や家族から隔離して、その老人の日常生活を維持しない特別養護老人ホームは反対していた。しかし、「よりあい」に来る認知症老人の一部は行政だけではなく、家族からも見捨てられ、どこにも行き場がなくなっている。そうした人たちの最後の避難所として、やむをえず特養をつくるしかないということで昨年建設され

たのが、この小規模特養「よりあいの森」である。

しかし、この特養は老人のついの住み家として位置づけられてはいない。特養にあずけることを最終ゴールとしない特養をめざしている。つまり、認知症老人を見守る地域ぐるみでの自主的なケアの体制を構築するための拠点として特養を活用し、地域の市民的な支援体制が確立すれば、入所者はそれまでの暮らしを継続するために自分の家に戻ることをめざしている。

それゆえ「よりあい」は、介護保険業務以外の活動、たとえば地域との交流会、「よりあいの森」での地域の人たちの会合、毎週土曜日だけ開かれる「よりあいの森カフェ」という喫茶店、ランチのお店など、隔離・排除ではなく、地域の核としての市民活動に力を入れている。最終的に地域で認知症老人をケアする体制をつくり、特養から出る可能性を模索する。特養という施設が「隔離」「排除」を意味し、老人たちがライフストーリーとしてもっていた地域のそれまでの人間関係を破壊することを熟知した上で、施設を優先せず、それらの人間関係を維持あるいは再構築することをめざすのである。たしかに福岡市から建設費の六割を補助金してもらい、介護保険による収入で運営するが、決して行政の側にとって組織維持を第一としているわけではない。

「びのきお」の実践

北九州市若松の安屋海岸にある「ピープルファースト・びのきお」は障害者と健常者が混在するグループホームである。「びのきお」は協会の会員でもあり、今年はずっと「福祉カフェ」という名前で、障害者と健常者が分け隔てなく集い、いっしょに何かを行う場を共催してきた。

「びのきお」は長い歴史をもつが、社会福祉法人ではなく、有限会社として運営されてきた。理由は「びのきお」のめざす福祉のあり方が行政に認知されないためである。「びのきお」は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、認知症老人といったわけ方をしない。ケアが必要かどうかだけであり、彼らは健常者と何ら差別されることなくあたりまえに共に暮らすべきと考える。それゆえ、ケア、支援が必要な人なら、障碍の程度や中味を区別せず引き受けてきた。

しかし、社会福祉法人で施設をつくる場合は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、認知症老人のどれかに特化しなければならない。混在が許されない。そもそもそこにスタッフ以外の健常者が住むことも認められない。また、認可されれば行政の細かな指導、規則による拘束が生じ、自由でフレキシブルな対応ができなくなる。だから、あえて社会福祉法人格を取らず、有限会社として自主独立で運営してきた。福祉の現場にいる人間として、当事者たちが必要なケアがまさに行政の管理・指導・操作によって変質してしまうことを長い経験から知った上でのことである。

逃亡の場所とネットワーク

述べてきたように、行政がケアを行うと、そもそもが法規による根拠づけと主体的な責任を問われない前例主義のために、人間的な対応が必要なときに限って拘子定規な処置になり、当事者たちの心身をはなはだ傷つける。現場の個々の職員が良心的な人であればあるほど、隔離・排除・管理・操作という根本的な性格から来る行政の本質との葛藤に苦しむことになる。昨今流行りの第三者評価というものも、基準を設けてチェック

クするものなので、規則やマニュアル通りかどうかを見るだけで、余計に拘子定規、事なかれ主義を促進させる。

グルントヴィ協会の会報『ハイムダール』三二号(二〇一三年)では、内田正行さんによる原稿『「被占領体験」と「逃亡支援」』が掲載されている。これはナチス・ドイツのユダヤ人摘発に対し、ユダヤ人たちが逃がす支援をしたデンマークやオランダの一般市民たちの英雄的な活動などを紹介した記事である。私も留学時代、オランダのハールレムのテン・ポーム一家のユダヤ人逃亡支援の場を見学したことがある。ナチスのゲシュタポ(公安警察)に逮捕され、収容所で死を迎える犠牲を覚悟して、ユダヤ人たちの生命を救った。

非人道的なこうした殺戮とはレベルが違うとはいえ、私的な領域、情念的なケアの場にどんな行政が介入し、障碍者、子ども、老人たちが奪われ、隔離され、人権が侵害されていく。彼らが切にその場から逃亡を望むならば、その人たちを一時的にかくまい、保護する場が必要ではないだろうか。それはもちろん行政ではない。自立的な市民の側の組織だ。個人としては力が弱くとも、ネットワークを形成して、各人ができる範囲のケアを集めれば、一定の力になるのではないか。

廣岡さんを支援する人々も一つのネットワークであり、根拠のない誹謗中傷や非難を受け孤立に追い込もうとした県とその息のかかった組織から、十分とはいえないにしても廣岡夫妻を精神的に守る力があつたと思う。A君は廣岡さんのところから県が奪い、勝手に別の情緒短期障害児施設に入れたものの、チョコレート事件でよけいに傷ついた。A君の癒やしに効果があつたのは萩市の「すぎのこ村」だった。ここは廃校を利用して、手づくりのスローライフを実践し、国際交流を行う場所である。A君はそこに滞在して子どもたちの世話や農作業などをし、廣岡さ

んのところに戻って熊本震災のボランティアをする中で、徐々に立ち直っていた。

「ぴのきお」も、他の施設や精神病院からケアできないと放り出された精神障碍者を積極的に受け入れ、そうした障碍者たちの最後のアジール(避難所)となった。協会の会員でもあり、全国的に先進的な障碍者団体として知られる名古屋の「わっぱの会」は、既存の社会、制度から排除された障碍者、ホームレス、貧困家庭出身者、失業者などを受け入れ、新たに仕事や活動をスタートする「社会的事業所」を設立している。これも一つのアジールであるが、たんなるアジールにとどまらず、より積極的に社会に打って出ようとすることもである。組織力のある「わっぱの会」ならではの取り組みといえる。

廣岡さんを支援する「里親と社会的養護問題解決を考える会」がいう「社会的養護」という概念も同じことを意味している。北欧諸国で進められてきたノーマライゼーション、「脱施設」、地域のグループホームでの自立的な生活も、国家・行政による隔離・管理・操作への批判であり、市民、地域が自発的に障碍者を支える体制の構築をめざすものである。日本ではまだまだ施設に頼らざるをえない現状があるからこそ、そこに居住する者たちが心身の暴力・虐待を受けたときに、すぐにかくまえる場所やシステムが必要だろう。そうでなければ、障碍者やケアが必要な人たちが放り出されるよりはましと心身の暴力・虐待に我慢をし、訴えても管理者や行政は聞く耳をもたないとあきらめて絶望的な状況に追い込まれることになる。グルントヴィ協会も、「里親と社会的養護問題解決を考える会」、「ぴのきお」、「もがるか」(北九州市八幡)などと協力して、そうした市民主導の逃亡支援のネットワークづくりに寄与したいと考えている。